

## 広東省による『中華人民共和国不正競争防止法』に関する実施弁法

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 広東省による『中華人民共和国不正競争防止法』に関する実施弁法

(1996年4月5日広東省第8期人民代表大会常務委員会第21回会議にて採択された。1997年12月1日広東省第8期人民代表大会常務委員会第32回会議にて『広東省による「中華人民共和国不正競争防止法」に関する実施弁法』の第21条を修正する決定によって第一回改訂。2010年7月23日広東省第11期人民代表大会常務委員会第20回会議にて『一部の地方性法規の修正に関する決定』によって第2回改訂。2014年9月25日広東省第12期人民代表大会常務委員会第11回会議にて『「広東省住宅先行販売管理条例」等27項地方性法規に対する修正に関する決定』によって第3回改訂。)

### 目録

#### 第一章 総則

#### 第二章 不正競争行為を禁止する

#### 第三章 監督管理

#### 第四章 法律責任

#### 第五章 付則

### 第一章 総則

第一条 『中華人民共和国不正競争防止法』（以下『不正競争防止法』を略称する）に基づき、本省の実情と結び付けて、本弁法を制定する。

第二条 本省の行政地域において商品の経営及び営利を目的とするサービスに従事する経営者は、本弁法を遵守しなければならない。

経営者以外のその他の組織又は個人は、当該行為が公平競争に影響を与える場合、本弁法を遵守しなければならない。

第三条 県レベル以上の人民政府の工商行政管理部門は不正競争行為に対して監督管理を行う。法律、法規に定めるその他の部門が監督管理を行う場合、当該規定に従う。

第四条 各レベルの人民政府は、全ての組織又は個人が監督検査部門に不正競争行為に対する申告と告発を奨励、支持、保護し、且つその行為に対する秘密を保持し、功労者に

対して奨励しなければならない。

## 第二章 不正競争行為を禁止する

第五条 経営者は他人の知名商品を次の各号に挙げる特定な名称、包装、装飾を無断で使用してはならない。

- (一) 国の規定に基づいて、馳名商標又は著名商標であると認定された商品。
- (二) 省レベル以上の行政部門の承認で国際評定表彰活動に参加、受賞した商品。
- (三) 当地域同類の商品市場で公衆に知られている商品。

第六条 経営者は、他人の知名商品の全体イメージ（文字、図面、色等を含む）と類似した名称、包装、装飾を使用して、普通の消費者に当該知名商品であるかを誤認させてはならない。

第七条 経営者は、次の各号に挙げる他人に誤解を招く虚偽の表示を商品で使用してはならない。

- (一) 製品の品質認証標記の偽造。
- (二) 実際と合わない製品の品質認証標記の使用。
- (三) 品質が優れる知名製品の標記の冒認使用。
- (四) 虚偽の商品の生産企業の名称、原産地（工業製品の加工と製造地、天然製品の生産地、農業副産物の成長と繁殖地を含む）、品質の合格証明、又は監督機構の偽造記述。
- (五) 商品の仕様、等級、専利番号、製造の成分、生産日と有効期限の偽造。

第八条 経営者は、次の各号に挙げる手段で商品の品質、製造の成分、性能、用途、生産者、有効期限、生産地、専利番号、受賞状況等に対して、他人の誤解を招くような虚偽宣伝をしてはならない。

- (一) 広告宣伝を行う行為。
- (二) 他人を雇用し又は共同で販売勧誘を行う行為。
- (三) 現場でプレゼンテーション又は説明を行う行為。
- (四) 商品説明又はその他宣伝資料の掲示、配布、郵送をする行為。
- (五) 情報の記録媒体、又は集会を利用して発信する行為。
- (六) マスコミを利用して報道を行う行為。

マスコミ事業者及びスタッフは、経営者又は当該商品に対して虚偽の宣伝報道をしては

ならない。

第九条 経営者は、次の各号に挙げる手段で、競争相手の商業名誉と商品の信用を損害してはならない。

(一) 比較の形式又は声明の形式で広告を掲載し、競争相手を貶める行為。

(二) 商品の説明書を利用して当該商品の品質を吹聴し、競争相手を貶める行為。

(三) 公然の場でチラシ又はパンフレットを配布し、競争相手の生産、販売、サービス、製品の品質等に対して中傷をする行為。

(四) 自身又は他人をそそのかし雇用して、顧客又は消費者の名義で国家機関、ニュース報道機関、業界協会、消費者組織等関連部門に虚偽の内容の申告をする行為。

(五) その他の公開又は公開ではない形でユーザー及び消費者向け、事実を捏造し、デマを飛ばし、競争相手を貶める行為。

第十条 入札者と発注者は、次の各号に掲げる手段をしてはならない。

(一) 入札者は結託し、入札の価格を引き上げ、又は引き下げ、及び類似する入札項目の中、順番に高い価格又は安い価格で落札する行為。

(二) 発注者は開札の前に入札者の入札書を開く行為。

(三) 発注者は開札の前に落札条件を入札者に知らせる行為。

(四) 発注者は入札の評定と決定をする際に入札者に不平等な取扱いを行う行為。

(五) 発注者と入札者は結託して、公開入札を行う際に価格を引き上げ又は引き下げ、落札した後落札者又は発注者に差額分を補償する行為。

第十一条 抽選による懸賞付販売の最高賞金額は5,000元を超過してはならない。現物又はその他の経済利益による奨励をする場合は、同時期に同種の商品とサービスの価格に換算して、当該金額は5,000元を超過してはならない。

第十二条 懸賞付販売をする経営者は公衆に懸賞品の種類、当選確率、懸賞金額及び賞品引換えの日時、場所、方法等関連事項を知らせ、それについて虚偽の表示をしてはならない。

経営者はすでに公開した懸賞付販売の決定事項を変更してはならない。

第十三条 経営者は、次の各号に挙げる同業者をいじめ、市場を左右する手段で、市場を操り、公平な競争を妨害してはならない。

- (一) 他人を脅迫して自分と取引をさせる行為。
- (二) 他人を脅迫して他人の間の取引をさせる行為。
- (三) 競争相手を脅迫して自分との競争を回避し又はやめさせる行為。
- (四) 他人の間に正常の取引関係の構築を妨害する行為。
- (五) 競争相手の正常の経営活動をかき乱し又は妨害する行為。

第十四条 公営企業、事業単位又は法によりその他独占的地位を持っている経営者は、次の各号に挙げる行為を行うことができない。

- (一) ユーザー、消費者がその付けている関連商品又は有料サービスを購入し又は受け取ることを限定する行為。
- (二) ユーザー、消費者がその指定される経営者の商品又は有料サービスを購入し又は受け取ることを限定する行為。
- (三) ユーザー、消費者がその提供される商品又は有料サービスを購入し又は受け取ることを強制する行為。
- (四) ユーザー、消費者がその他の経営者が提供する技術標準要求に合う商品又は要求に合う有料サービスを購入し又は受け取ることを妨げる行為。
- (五) その合理ではない条件を受け入れないユーザー、消費者に対して、関連商品及びサービスを提供しない又は中断、削減、若しくはむやみに料金を取る行為。
- (六) 法律、法規に定めるその他の不正競争行為。

第十五条 経営者の間は契約書、協議書又はその他の形で市場の分割、商品の価格と販売量に対する限定の共同行為をしてはならない。法律、法規にその他の規定がある場合は、その規定に従う。

### 第三章 監督検査

第十六条 監督検査部門は不正競争行為を取り締まる場合、不正競争行為と関係がある財物が移転、隠匿、廃棄される可能性を発見する場合、県レベル以上の監督検査部門の責任者の許可で差し押さえ、押収の措置を講じることができる。かつ、倉庫、運送等関連機関に知らせ、法により処理の協力を要求できる。

第十七条 経営者はその合法的な権益が不正競争行為により損失を受けた場合、監督検査部門に申立する権利を有する。監督検査部門が申立を受理後、10日以内に受理をするか

否かの決定を下し、かつ申立者に知らせなければならない。監督検査部門は受理を決定した申立に対して、国が規定する期限以内に処理しなければならない。

第十八条 監督検査部門は定期的に重大的な不正競争行為がある経営者及び主な事実を社会に公開しなければならない。但し、経営者の正当な営業秘密を保持しなければならない。

第十九条 監督検査人員は不正競争行為を監督、検査する際に、検査の証明書を見せなければならない。検査の証明書を出せない場合、検査される経営者は検査を拒絶する権利を有する。

#### 第四章 法律責任

第二十条 経営者が本弁法の第五条、第六条の規定に違反した場合、監督検査部門はその違法行為の停止を命じ、違法の所得を没収しなければならない。情状により、違法の所得の1倍以上3倍以下の罰金を科する。情状が重大である場合、営業許可証を取り消すことができる。

第二十一条 本弁法の第七条の（一）、（二）、（三）、（四）の規定に違反した場合、監督検査部門はその違法行為の公開是正を命じ、違法の所得を没収しなければならない。かつ、情状により、違法の所得の1倍以上5倍以下の罰金を科する。違法の所得がない場合、1,000元以上50,000元以下の罰金を科す。

第七条の（五）の規定に違反した場合、是正を命じ、情状が重大である場合、生産又は販売の停止を命じ、かつ違法の所得の15%から20%までの罰金を科すことができる。

第二十二条 経営者が本弁法の第八条第一項、第九条の規定に違反した場合、監督検査部門はその違法行為の停止を命じ、悪影響を取り除き、かつ、違法の所得を没収しなければならない。情状により、50,000元以上200,000元以下の罰金を科すことができる。

本弁法第八条第二項の規定に違反した場合、監督検査部門はその始末書の公開を命じなければならない。違法の所得がある場合、違法の所得を没収し、かつ、20,000元以上50,000元以下の罰金を科さなければならない。

第二十三条 本弁法の第十条の規定に違反した場合、『中華人民共和国招標投標法』（『中華人民共和国発注入札法』）の関連規定によって処理しなければならない。

第二十四条 本弁法の第十一条、第十二条の規定に違反した場合、監督検査部門はその

違法行為の停止を命じなければならない。情状によって3ヶ月以上6ヶ月以下懸賞付販売活動の実施を禁止する処罰を科さなければならない。かつ、30,000元以上100,000元以下の罰金を科すことができる。

第二十五条 本弁法の第十三条の規定に違反した場合、監督検査部門はその違法行為の停止を命じ、違法の所得を没収し、かつ、違法の所得の1倍以上3倍以下の罰金を科さなければならない。情状が重大である場合、営業停止と整頓を命じる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第二十六条 本弁法の第十四条の規定に違反した場合、監督検査部門は『不正競争防止法』の第二十三条の規定によって処理しなければならない。

第二十七条 本弁法の第十五条の規定に違反した場合、監督検査部門はその違法行為の停止を命じ、違法の所得を没収し、かつ、情状により、違法の所得の1倍以上3倍以下の罰金を科さなければならない。

第二十八条 監督検査部門が法により職責を履行することを妨害する場合、『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定によって処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第二十九条 監督検査部門は本弁法の第十六条の規定による職権の行使の際に不当な行為で経営者の合法的な権益を損害する場合、『中華人民共和国国家賠償法』により賠償責任を負わなければならない。

監督検査人員が職権を乱用し、職務をおろそかにする場合、行政処分を与えなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第三十条 当事者は監督検査部門及び政府関連部門が下した決定に不服がある場合、『中華人民共和国行政複議法』の規定により不服審査を申し立て、又は直接人民法院に訴訟を提起することができる。

当事者が処罰決定書の到着日から15日以内に不服審査を申し立てず、人民法院に訴訟を提起せず、また行政処罰決定の履行もしない場合、処罰決定を行った機関は法により強制的な執行又は人民法院に強制的な執行を申請することができる。

## 第五章 付則

第三十一条 本弁法は公布の日から施行する。

出所:2023 年 5 月 17 日付け広東省市場監督管理局ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所  
所で日本語仮訳を作成

[http://amr.gd.gov.cn/zwgk/zcfg/fggz/content/post\\_4182508.html](http://amr.gd.gov.cn/zwgk/zcfg/fggz/content/post_4182508.html)